

1. 件名：京都大学複合原子力科学研究所の3条改正に伴う保安規定の変更認可申請に係る設置者ヒアリング

2. 日時：令和2年11月4日（水）17時00分～18時00分

3. 場所：

(1) 原子力規制庁10階南会議室

(2) 京都大学複合原子力科学研究所

※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者：

(1) 原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

塩川上席安全審査官、荒川安全審査官

(2) 国立大学法人 京都大学

京都大学複合原子力科学研究所 教授 他13名

5. 議事要旨

(1) 京都大学複合原子力科学研究所（以下「京都大学」という。）から、令和2年9月30日付けで申請のあった保安規定の変更認可申請について資料に基づき説明があった。

(2) 上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について指摘を行なった。

- ・ 品質方針の策定、マネジメントレビューの実施等を所長が行うことは適切でないことから、再検討すること。
- ・ 火災発生時に講ずべき措置について、鎮火後の施設・設備の健全性確認及び報告について、記載が確認できないことから、記載を検討すること。
- ・ 放射線業務従事者が受ける線量の管理について、ALARA の精神に基づく線量管理に関する記載が確認できないことから、記載を検討すること。
- ・ 核燃料物質の運搬及び貯蔵時における臨界管理について記載が確認できないことから、記載を検討すること。
- ・ 非常の場合に講ずべき措置において使用する資機材について、具体的な資機材の記載が確認できないことから、記載を検討すること。

(3) 京都大学から上記（2）の指摘事項について、補正を検討する旨の回答があった。

6. 配付資料

京都大学からの配付資料

資料1 品質管理基準規則の制定、検査制度の見直しによる法令改正等に伴う保安規定変更の概要

資料2 京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定 変更比較表

資料3 保安規定審査基準規則要求と保安規定改定案の対比表

- 資料4 品質管理基準規則及び解釈、品質管理計画、保安規定の品質マネジメントに関する条項の比較表
- 資料5 品質管理基準規則及び解釈、品質管理計画、品質マネジメント計画書（案）の比較表
- 資料6 保安規定審査基準（運転中：チェック用）